

令和2年度及び令和3年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請要領

（測量・建設コンサルタント等）

この申請の有効期間は令和4年3月31日までです。

名古屋高速道路公社

名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、「電子登録システム」により適正な競争参加資格審査申請をしていただきますようお願いいたします。

なお、建設工事の申請をする場合は、別に定める一般競争（指名競争）参加資格審査申請要領（建設工事）にしたがって申請してください。

1 資格審査申請書提出資格

(1) 次に掲げる項目に該当がないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の(ア)～(カ)に該当する行為をした者で、その事実があった後2年を経過しない者（法人である場合においてはその役員であった者でその行為について相当の責任を有する者、個人である場合においてはその支配人又は法定代理人であった者でその行為について相当の責任を有する者を含む。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

ウ イに該当する者を入札の代理人として使用する者

エ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

オ 競争参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要事項について記載をしなかった者

(2) 国税に未納がないこと（「法人税又は申告所得税」、「消費税及び地方消費税」）。

(3) 社会保険（厚生年金・健康保険）及び雇用保険の加入に関する手続きをしていること（適用除外の場合を除く。）。

(4) 「名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 資格審査を希望する業務種別について、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていること。

2 申請の方法

(1) 公社ホームページ内「電子登録システム」にアクセスし、競争参加資格審査申請の新規登録を行い、申請のための必要事項の入力及び登録をしてください。

※平成30・31年度の競争参加資格認定を受けている場合は、新規登録は行わないでください。

すでに取得済みのユーザーID及びパスワードを使用してください。

(2) 「電子登録システム」から必要書類を印刷し、必要事項を記入して公社総務部会計課契約担当まで送付してください。

(3) 競争参加資格審査申請は、申請入力及び申請書等の提出をもって受付完了となります。

※詳細は、公社ホームページ「電子登録システム」内のマニュアルをご覧ください。

<https://reg.nagoya-expressway.or.jp/nexapply/faces/DTFRAME001Form.jsp>

3 受付期間及び受付時間

(1) 定期受付

令和元年11月1日（金）から令和元年11月29日（金）まで

午前7時から午後6時まで

※ただしシステムに関する問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで

※上記の受付期間以外は一切受付けませんので注意してください。

(2) 随時受付

令和2年2月3日（月）から令和3年11月30日（火）まで

午前10時から午後6時まで

(3) 「電子登録システム」を利用した申請ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、「電子登録システム」を利用した申請ができません。

申請の際には、別途総務部会計課契約担当までご連絡ください。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正・再生手続き開始決定を受けた方で、平成30・31年度の競争参加資格の再認定を受けていない場合

イ 令和3年9月から令和3年11月までの間に随時受付（令和4年1月1日認定）を申請する場合

4 必要書類の送付先

〒462-0844

名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 総務部 会計課 契約担当

※「電子登録システム」を利用してデータ入力後、システムから印刷した書類及びその他必要書類を総務部会計課契約担当あて、申請受付期間内に届くよう送付してください。

5 必要提出書類

次表に掲げる書類を各1部送付してください。

種 類	備 考
① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	様式はシステムから印刷し、記入、押印する
② 営業所一覧表	様式はシステムから印刷し、記入する
③ 測量等実績調書	様式はシステムから印刷し、記入する
④ 技術者経歴書	様式はシステムから印刷し、記入する
⑤ 登記事項証明書（履歴（現在）事項証明書）（写）	申請者が個人の場合は身元証明書（写）を提出してください。
⑥ 登録証明書又は現況報告書（写）	10(6)を参考に必要な登録証明書もしくは現況報告書等を添付してください。
⑦ 財務諸表類	⑥の提出で省略可
⑧ 社会保険（厚生年金保険及び健康保険）加入を証明できる書類	保険料の領収書（直近1回分）の写し等 ※加入義務のない場合は、誓約書（雇用保険、社会保険に関する）を提出してください。
⑨ 雇用保険加入を証明できる書類	直近の労働保険料の納付書・領収証書の写し等 ※加入義務のない場合は、誓約書（雇用保険、社会保険に関する）を提出してください。

	種 類	備 考
⑩	使用印鑑届	様式はシステムから印刷し、記入、押印する (印鑑証明書の添付は不要)
⑪	委任状 (支店等で取引を希望する場合に限り提出)	様式はシステムから印刷し、記入、押印する
⑫	納税証明書(写)	申請日からさかのぼって3ヶ月以内のもの (個人は「その3の2」、法人は「その3の3」)
⑬	誓約書	様式はシステムから印刷し、記入、押印する (代表者名の記入、押印(実印))
⑭	84円分の切手	認定通知書発送用(返信用封筒は不要)

※1 必要提出書類の記入に当たっては各様式に定めのあるものを除き、資格審査の申請する日の直前の営業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の状況で記載してください。

※2 必要提出書類 ① から ⑬ までを番号順に並べてファイル(フラットファイルA4判、色グリーン)に綴り込んでください。また、ファイル背表紙に会社名・受付番号を記入してください。

6 資格審査

- 資格審査は、申請者が資格要件を満たしていることを審査します。
- 希望する業種ごとに審査を行い、評点を算定します。

7 競争参加資格の認定について

- 審査の結果、競争参加資格が認定されたときは、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書を送付します。
- 競争参加資格が認定できない場合は、その旨を通知します。
- 認定日等は、次のとおりとなります。

定期受付分：	令和2年 4月1日認定：	(令和元年 11月1日～ 29日)
随時受付分：	令和2年 6月1日認定：	(令和2年 2月 ～ 令和2年 3月)
	令和2年 7月1日認定：	(令和2年 4月 ～ 令和2年 5月)
	令和2年 10月1日認定：	(令和2年 6月 ～ 令和2年 8月)
	令和3年 1月1日認定：	(令和2年 9月 ～ 令和2年 11月)
	令和3年 4月1日認定：	(令和2年 12月 ～ 令和3年 2月)
	令和3年 7月1日認定：	(令和3年 3月 ～ 令和3年 5月)
	令和3年 10月1日認定：	(令和3年 6月 ～ 令和3年 8月)
	令和4年 1月1日認定：	(令和3年 9月 ～ 令和3年 11月)
- 資格の有効期間は、各認定日から令和4年3月31日までとなります。

8 業種区分及び業務内容

公社が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は次表のとおりです。申請する業務に必要な登録等を受けていることが必要です。

	業 種 区 分	申 請 に 必 要 な 資 格 要 件	業 務 内 容
1	測 量 一 般	測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量業者の登録を受けていること。	地上測量、用地測量等
	航 空 測 量	測量法に基づく測量業者の登録を受けていること。	航空測量等

- 調査 以降は次ページに記載。

業種区分		申請に必要な資格要件	業務内容
2	調査	地質調査	地質調査業者登録規程に基づく地質調査業者の登録を受けていること、又は建設コンサルタント登録規程に基づく「土質及び基礎部門」若しくは「地質部門」の登録を受けていること。
		環境調査（濃度）	計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量証明事業者の登録（濃度）を受けていること。
		環境調査（騒音レベル）	計量法に基づく計量証明事業者の登録（音圧レベル又は振動加速度レベル）を受けていること。
		調査一般	特になし。
3	コンサルタント（土木）	土木一般	建設コンサルタント登録規程に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」、「道路部門」、「トンネル部門」又は「機械部門」のいずれかの登録を受けていること。
		土質・基礎	建設コンサルタント登録規程に基づく「土質及び基礎部門」の登録を受けていること。
		都市計画	建設コンサルタント登録規程に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること、又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後、都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務の経験を有するものであること。
		都市環境	建設コンサルタント登録規程に基づく「建設環境部門」の登録を受けていること。
			地質調査、土質調査等
			濃度の環境調査等
			騒音レベルの環境調査等
			交通量調査、その他の調査等（電算業務を除く）
			下部工、上部工鋼構造物、上部工コンクリート構造物、道路計画（設計）、トンネル、修景、機械設備、その他の設計等
			環境予測・環境調査研究等

4 コンサルタント（建築系）は次ページに記載。

	業種区分	申請に必要な資格要件	業務内容
4	建築一般	建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていること。	建築設計等
	補償調査	補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けていること。	物件調査、積算等
	電気	建設コンサルタント登録規程に基づく「電気電子部門」の登録を受けていること、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく電気電子部門、情報工学部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は情報工学部門の選択科目とするものに限る。）の技術士の資格を有するものであること、又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有するものであること。	電気・電気通信、その他の設計等

9 「電子登録システム」でのデータ入力に関する注意事項

(1) 「基本情報登録」、から「その他の支店等（所在地が愛知県）」までの入力

ア 「商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いてください。（特殊文字の「株」等は使用せず、全角文字で「(」、「株」、「)」と入力してください。）なお、次表の種類に該当しない法人の場合は、お問い合わせください。

種類	株式会社	有限会社	資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	公益財団法人	一般財団法人	公益社団法人	一般社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(公財)	(一財)	(公社)	(一社)

また、「商号又は名称（フリガナ）」欄には株式会社等法人の種類を表す文字について、フリガナを入力しないでください。

イ 「住所」欄での丁目、番地は「ー（ハイフン）」により省略して入力してください。

ウ 「氏名」欄（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は、1文字あけてください。

エ 「電話番号」、「FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」、「()」は用いないで、数字のみで入力してください。

オ 「公社と契約する支店等内容」欄は、当公社と契約を締結する支店・営業所等の名称等必要事項を入力してください。なお、契約の相手方を本社とする場合は入力しないでください。

カ 「その他支店等（所在地が愛知県）」については、当公社と契約を締結する本店又は支店等以外に愛知県内に支店等がある場合のみ、その名称等必要事項を入力してください。

(2) 「公社と契約する本支店等内容（2）」の入力

ア 「営業年数（年）」欄は、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から、審査基準日までの期間から当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）を入力してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。

イ 「常勤技術職員（人）」欄には、審査基準日において、常時雇用している従業員のうち、専ら測量等業務に従事している技術職員の数を入力してください。

ウ 「常勤事務職員（人）」欄には、審査基準日において、常時雇用している従業員のうち、専ら測量等業務に従事している事務職員の数を入力してください。

エ 「その他常勤職員（人）」欄には、審査基準日において、常時雇用している従業員のうち、イ、ウ以外の職員の数を入力してください。また、法人にあっては常勤役員を、個人にあ

っては事業主を含めたものをそれぞれ入力してください。

オ 「常勤職員合計（人）」欄には、上記イ～エの合計値を入力してください。

(3) 「希望する業種の内容（1）」の入力

ア 「直前2年度分決算」、「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「希望する業種区分」の「測量」、「調査」、「コンサルタント（土木）」、「コンサルタント（建築等）」の各業種のうち希望する業種について入力してください。

イ 「直前1年度分決算」とは審査基準日前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算の前の決算を、「直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）をそれぞれいいます。

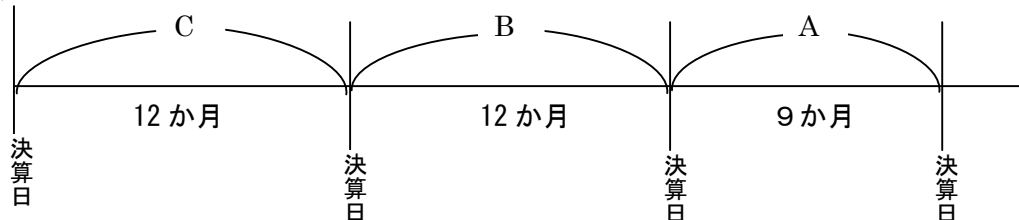
なお、決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄のうち左側欄のみに入力してください。

ウ 各々の金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とします。また、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を入力し、実績がない業種を希望する場合は「0」を入力してください。

エ 直前2か年の間に営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(7) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合

(例)



i 直前2年の各営業年数の合計月数・・・(A+B=21か月)

ii 不足月数 24 - 21 = 3か月

iii 計算式
$$\frac{A + B + (C \times 3/12)}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(4) 個人企業から法人企業に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合。

前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。）も実績高に含めてください。

オ 「自己資本額」の各欄については、次により入力してください。

(7) 「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）を入力する。

組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を入力する。

個人にあっては、「計」欄に純資産合計（期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定）の額を入力する。

(4) 「評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を入力する。

(5) 「新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を入力する。

(6) 「直前決算時」の各欄については、審査基準日直前の決算により入力し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から申請日までの間における増減額を入力してください。

(4) 「希望する業種の内容（2）」の入力

ア 希望する「業種区分」欄に対応する、「希望する業種の内容」欄の内、希望する業種内容のチェックボックスを選択してください。

なお、希望する業種内容の内、「調査一般」を選択された方は、得意業種を10文字以内

で入力してください。

イ 希望する業種区分については、すべて選択してください。

(5) 「有資格技術者職員内容」の入力

技術職員数入力欄については、次表に掲げる資格について、審査基準日における該当者の人数を入力してください。なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。また、次表の「資格項目」における「技術士」の各項目（技術士①～⑨の部門等）において、対応する「内容」に記載している技術士の各部門と総合技術監理部門の資格をそれぞれ有している場合も重複して計上してください。

例) 技術士有資格者A 技術士（電気電子部門）2人として入力
 技術士（電気電子部門）＜有＞
 技術士（総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門の選択科目とするもの））＜有＞

ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士・士補」の資格を有している場合は、上位の資格のみ計上してください。

※1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証及び設備設計1級建築士証の両方の交付を受けている場合は1級建築士欄に重複計上してください。ただし、構造設計、設備設計のいずれかの交付を受けている者については、重複して計上しないでください。

例) 一級建築士免許者A 一級建築士 1人 として入力
 構造設計＜無＞
 設備設計＜無＞

一級建築士免許者B 一級建築士 1人 として入力
 構造設計＜有＞
 設備設計＜無＞

一級建築士免許者C 一級建築士 1人 として入力
 構造設計＜無＞
 設備設計＜有＞

一級建築士免許者D 一級建築士 2人 として入力
 構造設計＜有＞
 設備設計＜有＞

資格項目	内容
一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法による建築設備士の登録を受けている者
建築積算士	公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定試験のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定試験のうち検定種目を二級の土木施工管理とするものに合格した者
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者

資格項目	内容
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
技術士 ① 建設部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものを除く。） ・総合技術監理部門（選択科目を建設部門の選択科目とするものに限る。ただし、選択科目を土質及び基礎とするものを除く。）
② 農業部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。） ・総合技術監理部門（選択科目を農業部門における農業土木とするものに限る。）
③ 森林部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。） ・総合技術監理部門（選択科目を森林部門における森林土木とするものに限る。）
④ 水産部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。） ・総合技術監理部門（選択科目を水産部門における水産土木とするものに限る。）
⑤ 上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・上下水道部門 ・総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門の選択科目とするものに限る。）
⑥ 電気電子部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・電気電子部門 ・総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門の選択科目とするものに限る。）
⑦ 機械部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・機械部門（選択科目を流体力学、交通・物流機械及び建設機械、又は加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械とするものに限る。） ・総合技術監理部門（選択科目を機械部門における流体力学、交通・物流機械及び建設機械、又は加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械とするものに限る。）

資格項目	内容
⑧ 情報工学部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・情報工学部門 ・総合技術監理部門（選択科目を情報工学部門の選択科目とするものに限る。）
⑨ 地質調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を下記とするものに合格し、同法による登録を受けている者 ・建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。） ・応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。） ・総合技術監理部門（選択科目を建設部門における土質及び基礎又は応用理学部門における地質とするものに限る。）
第一種電気主任技術者	電気事業法による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
伝送交換主任技術者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
R C C M	一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

10 提出書類の作成について

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）

ア この申請書は、本社名で作成してください。したがって、申請者は本社の代表者となります。

印鑑は、実印を使用してください。また、行政書士が本書類を作成した場合は、記入欄に記名等をしてください。

イ 「登録等を受けている事業」欄については、次の区分に従って、各々該当する場合に記入してください。

- (ア) 測量業者 測量法第55条による登録を受けている場合
- (イ) 建築士事務所 建築士法第23条による登録を受けている場合
- (ウ) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
- (エ) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
- (オ) 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
- (カ) 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
- (キ) 土地家屋調査士 土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
- (ク) 司法書士 司法書士法第8条による登録を受けている場合
- (ケ) 計量証明事業者 計量法第107条による登録を受けている場合
- (コ) その他の登録を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載してください。

ウ 「建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、次表の登録部門に対応する番号に○印を付してください。

建設コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び 海岸・海洋	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び 工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	10	廃棄物	11	造園	12
都市計画及び 地方計画	13	地質	14	土質及び基礎	15
鋼構造及び コンクリート	16	トンネル	17	施工計画、施工設備 及び積算	18
建設環境	19	機械	20	電気電子	21

補償コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	22	土地評価	23	物件	24
機械工作物	25	営業補償・特殊補償	26	事業損失	27
補償関連	28	総合補償	29		

(2) 営業所一覧表

様式中の記載要領に従って申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

なお、「所在地」の欄には、都道府県から記載してください。また、丁目、番地は「- (ハイフン)」により省略してください。

(3) 測量等実績調書

様式中の記載要領に従って、申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

(4) 技術者経歴書

様式中の記載要領に従って、申請日現在で作成してください。記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

(5) 登記事項証明書（履歴（現在）事項証明書）（写）

申請者が法人である場合は、登記事項証明書（履歴（現在）事項証明書）の写し、申請者が個人である場合は身元証明書の写しを提出してください。

なお、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による現況報告書の副本の写し（現況報告書は国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）を提出することにより、本書類の提出を省略することができます。

また、写しは複写機による鮮明なもの（原寸大）とします。

(6) 登録証明書又は現況報告書（写）

希望する業種内容により、次の書類を提出してください。なお現況報告書は国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限ります。

業種		必要な添付書類
測 量	測 量 一 般	測量法に基づく測量業者の登録証明書。
	航 空 測 量	
調 査	地 質 調 査	地質調査業者登録規程に基づく地質調査業者の登録証明書。若しくは、建設コンサルタントの「土質及び基礎部門」又は「地質部門」に係る登録証明書又は現況報告書。
	環 境 調 査 (濃度)	計量法に基づく計量証明事業者の登録証明書（濃度）。
	環 境 調 査 (騒音レベル)	計量法に基づく計量証明事業者の登録証明書（音圧レベル又は振動加速度レベル等）。
	調 査 一 般	特になし。
コンサルタント (土 木)	土 木 一 般	建設コンサルタント「鋼構造及びコンクリート部門」、「道路部門」、「トンネル部門」又は「機械部門」のいずれかに係る登録証明書又は現況報告書。
	土 質 ・ 基 礎	建設コンサルタントの「土質及び基礎部門」に係る登録証明書又は現況報告書
	都 市 計 画	建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画部門」の登録証明書又は現況報告書。若しくは建築士法による「一級建築士の免許を受けている証明」及び当該免許を受けた後、「都市計画及び地方計画部門」に係る業務に関し5年以上の実務の経験を証明する書類。
	都 市 環 境	建設コンサルタント登録規程に基づく「建設環境部門」の登録証明書又は現況報告書。
コンサルタント (建 築 等)	建 築 一 般	建築士法に基づく建築士事務所の登録証明書。
	補 償 調 査	補償コンサルタントの登録証明書又は現況報告書。
	電 気	建設コンサルタントの「電気電子部門」の登録証明書又は現況報告書。若しくは技術士法に基づく「電気電子部門」、「情報工学部門」又は「総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は情報工学部門の選択科目とするものに限る。）」の技術士の資格者証または電気事業法に基づく電気主任技術者の資格者証。

※現況報告書を添付した場合、「財務諸表」については添付不要です。

(7) 財務諸表類

財務諸表類とは、下記の書類をいいます。ただし、個人にあっては、下記に類する書類をいいます。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書及び注記表

なお、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による現況報告書の副本の写し（現況報告書は国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）を提出することにより、本書類の提出を省略することができます。

(8) 社会保険・雇用保険加入を証明できる書類

ア 社会保険（厚生年金保険及び健康保険）加入を確認できる書類

以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・直近1ヶ月分の社会保険料（厚生年金保険料及び健康保険料）の領収書の写し
- ・標準報酬月額決定通知書の写し
- ・年金事務所発行の社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

イ 雇用保険（雇用保険及び労働者災害保険）加入を確認できる書類

以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・直近の労働保険料の納付書・領収証書の写し
- ・概算、確定保険料申告書の写し

なお、測量・建設コンサルタント等で申請される方で適用除外の事業者様については、「電子登録システム」内にある「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書」をご提出ください。

(9) 納税証明書（写）

未納税額のない証明のため提出して下さい。

納税証明の対象は、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税です。

申請する方が個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙様式第9号書式その3の2、法人の場合は同その3の3を提出してください。

なお、証明年月日が申請書提出日からさかのぼって3ヶ月以内に発行されたものの写しを提出してください。

(10) 誓約書

誓約書の記入及び押印は必ず代表者の方でお願いします。（委任状をご提出されている場合でも記入及び押印は代表者の方でお願いします。）

誓約書の押印については必ず実印で行ってください。

誓約書提出後に代表者の変更があった場合は至急再提出をお願いします。

1.1 資格審査申請書提出後の申請内容の変更について

資格審査申請書の提出後、入力内容（代表者の変更等）に変更があったときは、速やかに変更届を必要な添付書類とともに提出してください。

なお、様式は以下の公社ホームページからダウンロードしてください。

http://www.nagoya-expressway.or.jp/nyusatu/sikaku_infor/index.html

※お届けいただいた変更内容については、電子登録システムには反映いたしませんのでご承知おきください。

1.2 注意事項

令和2・3年度の資格審査申請に基づき登録した業種の追加及び年間平均実績高等については、登録完了以降の変更は認められません。

この資格審査申請についてご不明な点がございましたら、総務部会計課契約担当にお問い合わせください。

電話 （052）919-5642（直通）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
（測量・建設コンサルタント等）

令和2・3年度において貴公社で行われる測量・建設コンサルタント等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、申請に係る電子入力の内容及び提出する書類の内容には、事実と相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

名古屋高速道路公社 理事長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印（実印）

・登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
建築士事務所	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日			

・建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

連絡先	
所属	
担当	
電話	
受付番号	

※行政書士による作成の場合は、
連絡先等の記載をお願いいたします。

連絡先	
担当	
電話	

営 業 所 一 覧 表

営 業 所 名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 ・ F A X 番 号
(主たる営業所)	—		
(その他の営業所)	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄の主たる営業所には、当公社と常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「—(ハイフン)」で区切ること。

(登録業種区分)

測量等実績調書

注文者	元請又は 下請の別	件名	測量等対象の規模等	業務履行場所の ある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着工年月	
						完成(予定)年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月
						年	月

記載要領

- 1 本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類各別に作成すること。
- 2 本表は、申請日の直前2年間の主な完成業務及び申請日の直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

(種類)

技 術 者 経 歴 書

氏 名	最 終 学 校		法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取得年月日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

記載要領

- 1 本表は、土木、建築、設備又は職種の各別に作成すること。
また、「氏名」の記載は、営業所(本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所)ごとにまとめて行い、その直前の氏名欄に、()書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例:〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

使用印鑑届

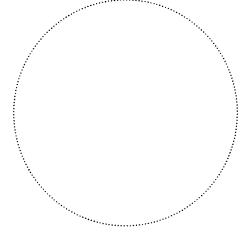
記

住所（所在地）

商号又は名称
（支店等名称）

代表者職氏名
（支店長等職氏名）

使用印



※実印と同一の印鑑を使用
する場合でも押印すること。

※ 住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、使用印を押印すること。

※ 支店等に委任する場合は、受任者の住所、支店等名称、支店長等職氏名を記入し、受任者の使用印を押印すること。

名古屋高速道路公社において使用する印鑑を上記のとおりお届けします。

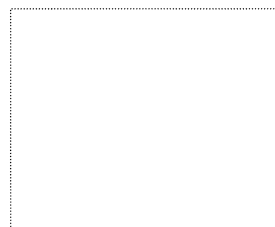
年 月 日

住所（所在地）

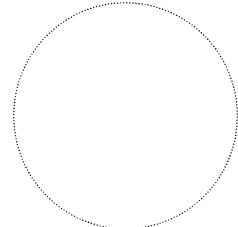
商号又は名称

代表者職氏名

社印



実印



※印鑑証明と同一の
印鑑を押印すること。

委任状

私は、都合により

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 入札書及び見積書提出の件
2. 業務委託契約締結の件
3. 業務委託契約履行に関する件
4. 業務委託代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日

名古屋高速道路公社
理 事 長 様

住 所
(委任者)

商号又は名称

職 氏 名

印

住 所
(受任者)

商号又は名称

職 氏 名

印

誓 約 書

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印(実印)

今般、名古屋高速道路公社が発注する令和2・3年度工事等の一般（指名）競争参加資格申請を行い、認定を受けた折には、今後入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して違反、不正の行為をしないことを誓約いたします。万一違反、不正の行為があった場合において参加資格の取り消し等の処分をうけても異議ありません。

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書

- 雇用保険について、労働者を雇用していないので、加入義務がありません。
- 健康保険及び厚生年金保険について、適用事業所となっていないので、加入義務がありません。
上記記載の内容に相違ないことを誓約します。

使用印鑑届

記

住所（所在地）

愛知県名古屋市北区清水◇ー◇◇

商号又は名称

（支店等名称）

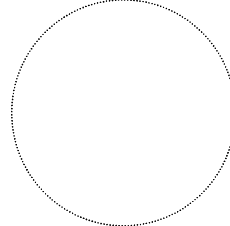
株式会社△△△コンサルタント

代表者職氏名

（支店長等職氏名）

代表取締役 ○○ ○○

使用印



※実印と同一の印鑑を使用
する場合でも押印すること。

※ 住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、使用印を押印すること。

※ 支店等に委任する場合は、受任者の住所、支店等名称、支店長等職氏名を記入し、受任者の使用印を押印すること。

名古屋高速道路公社において使用する印鑑を上記のとおりお届けします。

令和元年 ☆月 ☆☆日

住所（所在地）

愛知県名古屋市中区丸の内◇ー◇◇

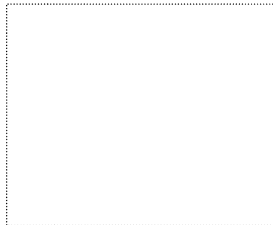
商号又は名称

株式会社△△△コンサルタント

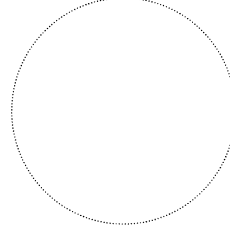
代表者職氏名

代表取締役 ○○ ○○

社印



実印



※印鑑証明と同一の
印鑑を押印すること。

委任状

私は、都合により 支店長 ●● ●● を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 入札書及び見積書提出の件
2. 業務委託契約締結の件
3. 業務委託契約履行に関する件
4. 業務委託代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. 期 間 自 令和元年 ★月 ★★日
至 令和4年 3月 31日

令和元年 ☆月 ☆☆日

名古屋高速道路公社
理 事 長 様

住 所 東京都千代田区丸の内×-××
(委任者)

商号又は名称 株式会社△△△コンサルタント

職 氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

住 所 愛知県名古屋市北区清水◇-◇◇
(受任者)

商号又は名称 株式会社△△△コンサルタント名古屋支店

職 氏 名 支店長 ●● ●● 印